

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

<総務危機管理室>

I	新型コロナウイルス感染症に係る取組.....	1
---	------------------------	---

<防災部>

II	神奈川県水防災戦略の取組状況	6
III	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の取組状況	8
IV	令和2年度の主な防災訓練予定	11

参考資料 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の対処方針のとりまとめ、緊急事態措置の実施などの対応を行った。

1 全庁的な対応体制

危機管理対策会議 (1月16日～)	県内で、国内初の感染者を確認後、庁内で情報共有を行った。 (対策会議3回、幹事会5回開催)
危機管理対策本部 (2月26日～)	医療従事者の感染や、感染経路不明の感染者の発生など、県内での感染拡大の傾向を踏まえ、危機管理対策本部を設置し、全庁を挙げての体制を強化した。 (2回開催)
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (3月16日～)	新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となったことを受け、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を設置し、神奈川県対処方針を定め、特措法に基づく対策を推進する体制を整えた。なお、3月26日に政府が対策本部を設置したことを受け、県対策本部は法定の本部に移行した。 (対策本部会議12回、幹事会3回開催)

2 緊急事態宣言に伴う緊急事態措置等

(1) 緊急事態措置の実施に係る実施方針

- ・ 4月7日 緊急事態宣言の発出を受け、県民への外出自粛要請の方針を決定
- ・ 4月10日 県民への外出自粛要請に加え、施設の使用制限及び催物の開催の停止等の方針を決定
- ・ 5月5日 県民への外出自粛要請、施設の使用制限及び催物の開催の停止の延長等を決定
- ・ 5月25日 緊急事態宣言の解除を受け、外出自粛要請や施設の使用制限等の解除の方針を決定

(2) 外出自粛の要請

ア 特措法第45条第1項による外出自粛要請

- ・ 目標 最低7割、極力8割の接触機会の低減
- ・ 期間 4月7日～5月25日

イ ゴールデンウィーク中の外出自粛要請

- ・ 5月1日 外出自粛に関する緊急知事メッセージの発出

(3) 休業要請（施設の使用制限、催物の開催の停止）

ア 特措法第24条第9項による要請

- ・ 期間 4月11日～5月26日（学校は4月7日～5月31日）
- (ア) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請
遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、
集会・展示施設、商業施設
文教施設（施設の種別によって休業を要請する施設）
- (イ) 適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請
食事提供施設
- (ウ) イベント主催者に対し、催物の開催の停止を要請

イ 特措法第45条による要請・指示等

休業要請に応じないパチンコ店に対して、特措法45条第2項、第3項による要請・指示、及び第4項による公表を実施

- ・ 4月28日 パチンコ店 6店舗への休業要請・公表
- ・ 5月1日 パチンコ店 1店舗への休業指示・公表
- ・ 5月11日 パチンコ店 20店舗への休業要請・公表
- ・ 5月12日 パチンコ店 5店舗への休業要請・公表
- ・ 5月15日 パチンコ店 11店舗への休業要請・公表

(4) 緊急受入所の設置

4月11日午前0時からの遊興施設等に対する施設の使用制限要請に伴い、一時的な居所を失った方に対する緊急受入所を設置

ア 設置場所

シンコースポーツ神奈川県立武道館（横浜市港北区）

イ 設置期間

4月11日～5月6日

ウ 利用実績

125名

エ 生活支援相談ブースの設置

- (ア) 設置期間 4月14日～5月6日
- (イ) 相談者数 延べ158名 実相談者数74名
- (ウ) 相談内容 無料低額宿泊所等への入所、生活保護申請を通じた居所等

オ 県営住宅相談ブースの設置

- (ア) 設置日 4月23日、26日、30日、5月1日
- (イ) 入居者数 14名

(5) コールセンターの設置

ア 設置期間 4月8日～（継続中）

イ 受付件数 7,134件（6月18日現在）

ウ 主な問合せ内容

- ・休業要請の対象施設の範囲
- ・休業要請に応じていない店舗の情報
- ・人出の多い観光地等の状況
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請方法

3 緊急事態宣言解除後の対応

(1) 外出自粛要請の解除

県民への外出自粛要請は解除し、新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。

(2) 段階的な休業要請の解除

ア ステップ1（5月27日～6月18日）

(ア) 営業時間の短縮要請

事業者が感染防止対策を講じることを前提に、業種を問わず休業要請を解除し、午後10時までの営業時間の短縮を要請

(イ) 催物の開催自粛

催物の開催の停止要請は、小規模イベント（屋内100人以下かつ収容定員に対する参加人数の割合が半分程度以内、屋外200人以下）は解除。ただし、開催にあたって、感染リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期など慎重に対応

(ウ) 事業者における感染防止対策の促進

- ・事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」の仕組みを整備
- ・事業所で感染が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を導入

イ ステップ2（6月19日～）

- ・感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、時短営業及び屋内・屋外ともに1,000人以下のイベントの自粛要請を解除

4 県としての感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、感染防止対策を実施

(1) 職員向け対策

- ・テレワークや時差出勤の積極的な活用
- ・オフィスへの通勤や対面での業務を前提としないための電子化、オンライン化の推進

- (2) **県民利用施設（*入所施設を除く）**
- ・ 基本的に閉館等の対応を実施
 - ・ 5月25日に基本方針を改定し、ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」や「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを掲示したうえで、順次運営を再開
- (3) **来庁者等への対応**
- 県への提出物等については、郵送やインターネットによる提出を周知・要請するなど、県民や事業者の来庁を減らす取組とともに、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施
- (4) **イベント等の実施の扱い**
- 県民が参加するイベント等については、8月31日まで原則、中止又は延期

5 感染防止に向けた避難所対策

感染症と自然災害の複合災害に備えて、避難所運営を支援

(1) 運営支援

ア 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」の策定

- ・ 「避難所マニュアル策定指針」を修正し、感染症対策部分を抜粋して再編集したガイドラインを市町村へ周知

イ 市町村向け研修会の実施

- ・ 実施日：6月2日
- ・ 参加者：30市町村、46人
- ・ 内容：避難所の開設・手配、避難行動の周知、避難所の感染防止対策等

(2) 物的支援

間仕切りシステムの導入を支援

- ・ 28市町村に1セット（2ユニット）ずつ配付
- ・ 市町村貸出用として95ユニットを地域県政総合センターに備蓄

(3) 避難場所の確保に向けた支援

- ・ 市町村の要請に応じた県立施設の利用調整
- ・ 避難所としての利用に前向きな宿泊施設リストの提供

6 消費生活の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に関連する消費生活相談のほか、消費者への注意喚起、情報発信を実施

(1) 消費生活相談の維持

ア 業務継続のための相談体制（特別シフト）の構築

職員に感染者が発生した場合でも相談業務が停止しないための特別シフトによる相談を実施（4月13日～6月19日）

イ 感染予防対策

来所相談を原則中止し、電話相談を継続（3月5日～5月31日）

ウ 来所相談再開に向けた執務環境の整備

来所ブースへの透明間仕切りの設置等（6月1日～）

(2) 消費生活相談の状況

ア 県内の相談件数 3,233件（6月15日時点）

イ 主な相談内容

- ・保健衛生品（マスク等）
品不足や品物が届かない、頼んでいない品が届いた等
- ・旅行代理業・冠婚葬祭、教室・講座
キャンセル料、休会費用について

(3) 消費者に向けた注意喚起

ア ホームページ、SNS等による注意喚起

- ・ 県ホームページのトップバナーや、所属ホームページを活用し、①正しい情報に基づいた冷静な対応、②便乗した悪質商法への注意に関する呼びかけを掲載
- ・ 消費生活課 Twitter 等において、①冷静な消費行動の呼びかけ、②便乗した悪質商法への注意喚起を実施
- ・ ラジオ放送（FM横浜）での注意喚起を実施
- ・ 法に基づく衛生用マスク、アルコール消毒製品の転売規制について注意喚起を実施

イ 「かながわ消費生活注意・警戒情報」による情報提供（県機関及び市町村窓口等で配布）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（3月16日）
- ・ 新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブル（4月23日）

7 全国知事会との連携

2月25日に、全都道府県参加のもと、「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」が設置され、危機管理・防災特別委員会委員長の黒岩知事が副本部長に就任し、全国知事会として、国への提言や大臣とのTV会議などを実施

Ⅱ 神奈川県水防災戦略の取組状況

近年の台風などによる大規模な水害への対応力を強化するため、令和2年2月に定めた「神奈川県水防災戦略」の取組状況を報告する。

1 局地的大雨等に関する研修会の実施

昨今の局地的大雨等による風水害の情報を、市町村と共有し、風水害対策に活かすため、横浜地方気象台と連携して研修会を実施

(1) 実施日

令和2年6月2日

(2) 参加機関、受講人数

30市町、43人

2 水害図上訓練の実施

大規模水害時における、市町村の被災情報の収集や連絡調整、災害対策本部、現地災害対策本部の応急対策活動の対応能力強化等を図るため、市町と合同で水害図上訓練を実施

(1) 実施日

ア 【相模川】 令和2年4月28日

イ 【酒匂川】 令和2年5月29日

(2) 参加機関

ア 【相模川】 平塚市、寒川町、横浜地方気象台

イ 【酒匂川】 大井町、松田町、横浜地方気象台、陸上自衛隊

(3) 参加人数

ア 【相模川】 50人

イ 【酒匂川】 53人

(4) 訓練場所

県庁、市町役場

3 市町村との意見交換

(1) 目的

・今後の災害対策の参考とするため、市町村と意見交換を実施

(2) 実施方法

・訪問、アンケート

(3) 実施市町村

・全市町村

(4) 主な意見と対応

意見	対応
県立施設の避難所利用	県立施設の避難所利用に向けた施設管理者との調整を行う
県と市町村間の情報連絡体制の見直し	河川水位情報の統一的な連絡方法を構築する
災害情報管理システムの改善	災害情報管理システムを改修し、報告作業の負担を軽減する

4 感染防止に向けた避難所対策【再掲】

感染症と自然災害の複合災害に備えて、避難所運営を支援

(1) 運営支援

ア 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」の策定

- ・「避難所マニュアル策定指針」を修正し、感染症対策部分を抜粋して再編集したガイドラインを市町村へ周知

イ 市町村向け研修会の実施

- ・実施日：6月2日
- ・参加者：30市町村、46人
- ・内容：避難所の開設・手配、避難行動の周知、避難所の感染防止対策等

(2) 物的支援

間仕切りシステムの導入を支援

- ・28市町村に1セット（2ユニット）ずつ配付
- ・市町村貸出用として95ユニットを地域県政総合センターに備蓄

(3) 避難場所の確保に向けた支援

- ・市町村の要請に応じた県立施設の利用調整
- ・避難所としての利用に前向きな宿泊施設リストの提供

Ⅲ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の取組状況

平成 25 年 4 月 1 日に施行した「神奈川県地震災害対策推進条例」第 4 条の規定に基づく「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」の進捗状況、及び「神奈川県コンビナート等防災計画」の進捗状況について報告する。

1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

(1) 取組状況

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業について、実施状況と予算の措置状況を取りまとめた。（参考資料のとおり）

(2) 今後の取組

取組状況について、ホームページ等で公表するとともに、条例及び計画に基づき、地震災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

2 神奈川県石油コンビナート等防災計画の取組状況

(1) 調査概要

神奈川県石油コンビナート等防災計画に位置付けた取組について、調査を行い、その実施状況を取りまとめた。

ア 調査時期

令和元年 7 月～ 8 月

イ 調査内容

石油コンビナート等災害防止法の特定事業所及び横浜市、川崎市等の行政機関を対象とし、コンビナート地域外に影響が拡大する恐れのある大規模な災害を防止するため、必要な対策の取組状況を調査した。

(2) 調査結果

ア 回答状況

全 81 事業所及び横浜市、川崎市から回答を得た。

イ 事業所の取組状況

(ア) 主な取組状況

想定災害	取組の考え方	主な取組状況
平常時の事故	爆発火災の発生確率と災害影響度を下げることの対策を充実強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時に影響が大きい化学製品等の製造設備の安全対策は、36 事業所全てが、危険な箇所や操作を抽出するリスク評価を実施、設備を継続的に改善。 高圧ガス配管の保温材下等の外面腐食対策は、51 事業所中 34 事業所 (67%) が、点検計画を策定し、実施済み。
地震（強震動）による被害		<ul style="list-style-type: none"> LP ガス等の高圧ガスタンクは、255 基全てが、法より厳しい県の耐震基準に適合済み。 原油等の大型危険物タンク※は、973 基全てが、新しい耐震基準に適合済み。また、654 基 (67%) が、油の流出防止に有効な緊急遮断弁を設置済み。
地震（長周期地震動）による被害	浮き屋根式タンク等のスロッシングの発生抑制に係る対策を充実強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 原油等の浮き屋根式危険物タンク※の浮き屋根は、204 基全てが、スロッシングに係る耐震改修等の対応済み。 原油等の内部浮き蓋式危険物タンク※の浮き蓋は、85 基中 44 基 (52%) が、スロッシングに係る耐震改修等の対応済み。
津波による被害	浸水被害、流出物対策を充実強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時に影響が大きい化学製品等の製造設備の津波対策は、207 施設中 195 施設 (94%) の計器室が、津波対策を実施済み。また、212 施設 (96%) の非常用発電設備が、津波対策を実施済み。

※ 休止しているタンクは対象外

(イ) 防災訓練の実施状況

全81事業所のうち80事業所が、公設消防や近隣事業所などと合同訓練を実施した。また、77事業所は、大規模地震を想定した防災訓練を実施した。

(ロ) 計画的な取組状況

全 81 事業所のうち 62 事業所は、事業所内で優先順位を検討し、計画的に事故の未然防止対策に取り組んでいる。

ウ 行政機関の取組状況

取組実施機関	主な取組状況
神奈川県	<ul style="list-style-type: none">・大規模な災害を想定し、災害発生直後の初動対応の習熟及び関係機関の連携強化を目的とした合同図上訓練を実施。・事業所が想定する最悪の事態を影響の及ぶ範囲ごとに分類し、その対応等を事例としてとりまとめ、研修会等にて周知。
横浜市及び川崎市	<ul style="list-style-type: none">・大規模な災害を想定した避難対策として、市の運用計画を見直し。

エ 調査結果の公表

コンビナート防災に係る周辺住民の理解促進のため、事業所等の取組状況をホームページで公表した。

(3) 今後の対応

計画の取組状況の進捗管理を行い、石油コンビナート等特別防災区域に係る事故や災害の未然防止及び拡大防止対策の推進を図る。

IV 令和2年度の主な防災訓練予定

令和2年度における今後実施予定の主な防災訓練は、次のとおりである。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部訓練内容の変更、あるいは延期等を行う場合がある。

1 石油コンビナート等防災本部訓練

特別防災区域において災害が発生した場合における石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所との連携強化を目的とした図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和2年9月1日以降に実施予定

(2) 場所

県庁

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

関係市、消防、警察、海上保安庁、特定事業所等

2 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図り、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備、充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施する。

(1) 実施日

令和2年10月8日（木）

(2) 場所

小田原アリーナ

(3) 主催者

県、神奈川県高圧ガス・火薬類関係保安5団体

(4) 参加機関

小田原市消防本部、警察

3 ビッグレスキューかながわ（第41回九都県市合同防災訓練、令和2年度神奈川県・葉山町合同総合防災訓練）

大規模災害発生時における関係機関との連携強化等と津波災害に対する対応強化等を図るため、大規模災害発生時の初動対応における救出救助、医療救護活動、水難救助、物資輸送活動等の実践的訓練を実施する。

(1) 実施日

令和2年10月18日（日）

(2) **場所**

中央会場：葉山町南郷上ノ山公園

他会場：葉山港、葉山小学校、横須賀市立市民病院、
横須賀共済病院等

(3) **主催者**

県、葉山町

(4) **参加機関（予定）**

九都県市、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、米国赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等

4 県・県央地域7市町村合同図上訓練（大規模地震対応図上訓練）

大規模地震発生時における、県と市町との連絡調整機能の強化等を図るため、県央地域7市町村と合同で、図上訓練を実施する。

(1) **実施日**

令和3年1月25日（月）

(2) **場所**

県庁、県央地域7市町村ほか

(3) **主催者**

県、県央地域7市町村

(4) **参加機関**

消防、警察、自衛隊、関係機関

5 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防機関が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施する。

(1) **実施日**

令和3年1月下旬～2月中旬

(2) **場所**

県消防学校ほか

(3) **主催者**

県

(4) **参加機関**

市町消防等